

# Practice and Belief

## ～胃瘻の背景にあるもの～

---

健康総合科学科 3年  
五十嵐・保科・眞鍋

# 胃瘻を施される対象

口からものを  
食べられなく  
なった人

```
graph TD; A([口からものを  
食べられなく  
なった人]) --> B([意識あり]); A --> C([意識なし]);
```

意識あり

意識なし



# 胃瘻の特徴

- ・ 安価に設置可能

- ・ 見た目も含めて衛生的

始めやすい・延命期間の長期化

- ・ 取扱いが簡易

- ・ 口・食道以外の消化管を利用可能

# 生じる疑問

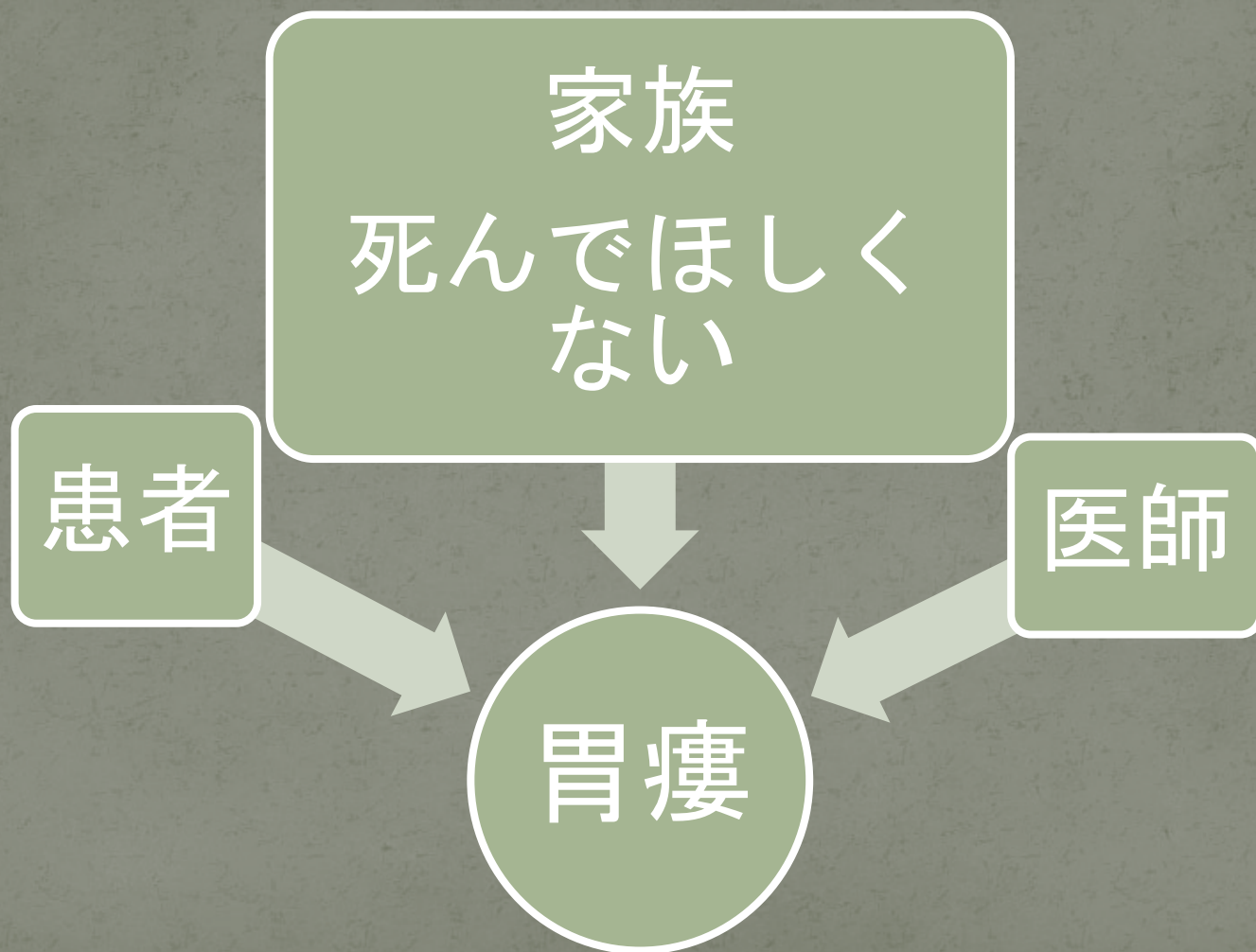




# 概念の設定



# 仮説 1





# 仮説 1 の状況を引き出すもの

- 本人のBeliefの所在が曖昧であること。

終末期の迎え方についての  
自分のbelief (*Living Will*) を  
家族や近しい人に  
伝えておくことが大切



# Living Willとは

- 重病になり自分自身では判断ができなくなる場合に、治療に関しての自分の希望を述べておく書類、特に、医師たちに治療を中止し死ぬにまかせてくれるよう依頼する書類（オックスフォード現代英語辞典）
- 終末期の医療やケアについての意思表示書（大野竜三）
- インフォームド・コンセントや患者の自己決定権が重視されるようになってくるとともに広まってきた考え方。

参考：リビング・ウィルとは？必要性と書き方（大野竜三）

<http://square.umin.ac.jp/~liv-will/>

# 手段例 1 エンディングノート

- 人生の終末期に自身に生じる万一のこと  
(死亡したときや、判断力や意思疎通能力を病気で失ったとき)  
に備え、自身の希望を書き留めておくノート  
主な内容：
  - 病気になったときの延命措置を望むか望まないか
  - 自身に介護が必要になった際に希望すること
  - その他、財産、葬儀、相続についてなど
- 遺言と異なり法的効力はない。  
存命中や死後の家族の負担を減らすことが目的

参考：Wikipedia



# 手段例 2 日本尊厳死協会への入会

- リビング・ウィルの啓発活動を行っている
- 入会すると「尊厳死の宣言書」の発行を受けられる  
主な内容：
  - 不治かつ末期になった場合、無意味な延命措置を拒否する
  - 苦痛を和らげる措置は最大限に実施してほしい
  - 回復不能な遷延性意識障害（持続的植物状態）に陥った場合は生命維持措置をとりやめてほしい
- ただし法的効力はない

# ポイント整理

- 患者本人のbeliefが明確 → 具体的なpracticeの実行
- 患者本人にbeliefを確認することが困難
  - ①自己決定権の代行 → 迷える代行者
  - ②事前の意思表示に依拠したpracticeの実行  
ex) エンディングノート、*living will*  
など  
→ 法的効力はない



# アメリカでは . . .

- 1976年 カリフォルニア州自然死法 制定  
リヴィングウィルによる自己決定を尊重  
尊厳死を容認した世界初の法律
  - 現在ではほとんどの州が類似した法律を制定
  - 患者の自発的安楽死の是非が現在の主な論点

# オランダでは . . .

- 2001年 安楽死許容法 制定

自発的安楽死を国家レベルで承認  
末期段階である必要なし  
精神的苦痛に対しても適用  
条件付きで未成年も対象に



# 日本でも . . . ?

- 他国を完全に模倣する必要はない
  - c f ) 国ごとの文化、歴史、belief
- しかし、  
医療発達に伴う終末期医療問題への対応は不可避
- 患者当人のbeliefをより尊重できるような法整備は必要なのではないだろうか